別記様式第十九中「第104条の２の３第３項」を「第104条の２の３第５項」に、「第104条の２の３第６項」を「第104条の２の３第８項」に改める。

別記様式第二十二の三中「第三十七条の二関係」を「第三十七条の二の二関係」に改める。

別表第一中「燈器」を「灯器」に、「3.5」を「3.5以上」に、「4.5」を「4.5以上」に、「四・五メートルから二・五メートルの範囲」を「二・五メートル以上」に改める。

附　則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第二号

道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第六十三号）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第十七号）の施行に伴い、並びに道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十三条第五項の規定に基づき、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十四日　　国家公安委員会委員長　古屋　圭司

道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則

（道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第一条　道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「の規定により運転免許」を「若しくは第百四条の二の三第一項の規定による運転免許」に、「仮停止」を「仮停止等」に、「より自動車」を「よる自動車」に改め、同条第二号中「若しくは第百三条の二第二項」を「、第百三条の二第二項」に改め、「含む。）」の下に「若しくは第百四条の二の三第二項」を加える。

第十四条第三項中「仮停止」を「仮停止等」に改める。

（指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部改正）

第二条　指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成十年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第一号中「別表第三第二号、第四号」を「別表第三第四号」に改め、同項第二号中「別表第三第四号」を「別表第三第二号、第四号」に改める。

（運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部改正）

第三条　運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成十四年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表第二の備考の二の115」を「別表第二の備考の二の118」に改める。

附　則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。ただし、第三条の規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）から施行する。